

投資信託総合取引規定の改正について

以下の規定につきまして、2023年4月17日付で改正を行います。

投資信託総合取引規定

条項	改正後	改正前
第2条	<p>第2条（投資信託総合取引の利用） お客様は、この規定に基づいて次の各号に掲げる約款・規定にかかる取引のうち当組合が定める取引（この規定において「投資信託総合取引」と総称します。）を利用できます。</p> <p>① 投資信託受益権振替決済口座管理規定 ② 外国証券取引口座約款 ③ 特定口座約款 ④ 非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款 ⑤ 投資信託累積投資規定 ⑥ 「JAの投信つみたてサービス」取扱規定 ⑦ <u>JAバンク投信ネットサービス利用規定</u></p>	<p>第2条（投資信託総合取引の利用） お客様は、この規定に基づいて次の各号に掲げる約款・規定にかかる取引のうち当組合が定める取引（この規定において「投資信託総合取引」と総称します。）を利用できます。</p> <p>① 投資信託受益権振替決済口座管理規定 ② 外国証券取引口座約款 ③ 特定口座約款 ④ 非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款 ⑤ 投資信託累積投資規定 ⑥ 「JAの投信つみたてサービス」取扱規定 (追加)</p>

以上

2023年4月17日
 いずみの農業協同組合